

## 統合型リゾート(IR)に関する基本的考え方

平成24年5月8日  
民主党内閣部門会議  
統合型リゾート(IR)・カジノ検討に係るワーキングチーム

### 統合型リゾート(IR)・カジノ全般

- 国際観光産業振興議員連盟（以下、「IR議連」という。）が起草した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（以下、「IR推進法案」という。）の目的は「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」（第1条）こととされており、この目的は、地方経済の現状及び東日本大震災以降低迷する我が国の観光産業を鑑みれば、喫緊の対策が必要な課題である。
- 特に観光立国による地域経済の活性化は、「新成長戦略」で確認された我が国における基本的な経済成長戦略の柱となる施策のひとつである。
- 本法案により実現を目指すのは、カジノそのものではなく、コンベンション施設やホテル・ショッピングモール等の複合的な観光施設である。このような複合的な観光施設を実現することにより、観光振興・地域振興効果、雇用増、消費増、税収増等の経済効果が期待され、地方経済及び観光産業の活性化に資するものであるため、国としてこのような複合的な観光施設を推進する必要がある。
- また、観光立国により地域の活性化を図る考え方は2006年12月13日に当時与党であった自民党、および野党であった我が党を含め全会一致で可決された観光立国推進基本法においても明確に規定されたものであり、本法案は超党派議連であるIR議連の枠組みの中で長年にわたって検討されてきたことから、与野党が一致して政策論議を行うことが相当である。

### 依存症対策

- IRにおいてカジノ賭博を解禁するに際しては、賭博依存症患者の問題が社会的に議論を引き起こす可能性が懸念される。この点、依存に関しては、病的賭博に問題を限ったとしても公営競技やパチンコが、また、さらに広く依存という病理としてはアルコール依存、薬物依存、買い物依存など、すでにより普遍化した我が国の社会問題となっている一方、政府の対策は不十分と言わざるを得ない。
- 従って、これらについての総合的な対応策を検討し、その方向性や一定の法的具体策（その財源の確保策も含め）を策定することが必要であると考えられることから、IR推進法案の成立後に設置することとされている政府のIR推進本部において、IR実施法案の提出までに検討することとする。

### **反社会的勢力の排除**

- 諸外国では一定の規制の下で反社会的勢力の関与を排除できていると考えており、政府のIR推進本部において、IR実施法案の提出までに、具体的な規制手段等を検討することとする。

### **特区の認定数について（全国に設置されることへの懸念）**

- IR推進法案では、地方公共団体が申請を行い、これに対して主務大臣の認定を受ければ、「特定複合観光施設区域」として開設することができるため、大臣認定という政策判断があるものの、国全体に影響を及ぼす可能性があるといえる。
- しかし、法案の基本理念において「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現」と一定の要件を課しており、こうした理念を実現するためには自ずと「施設総数は数か所に絞られること」も想定されることから、今後の法案検討において実質的にこうした運用が担保されるような条件を整えることにより、国全体に及ぼす影響を抑えるよう対策をすることが可能と考える。

### **利権や天下りへの対応**

- IRの運営を担う事業者においては、投資、雇用、納税、納付金支払義務、秩序維持義務、地域貢献義務等の義務を担うことになるが、一定の公的な規制の下で行われるこれらの事業運営にあつては、これが単純な利権を構成しないよう仕組みを検討していく必要がある。
- また、天下りの助長については、公務員制度全体を通して取り組むべき問題であり、本法案の成立に特化したものではないが、いずれにしても、本法案により不当な天下りが生じることがないように対策を尽くしていく必要がある。

以上